

# 令和6年度概算要求 (デジタル関連施策)

令和5年10月2日  
総務省九州総合通信局

# 目次

## 令和6年度概算要求(デジタル関連施策)

- 無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業).....1
- 地域デジタル基盤活用推進事業.....2
- 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業.....3
- デジタル活用支援推進事業.....4
- ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業.....5
- 携帯電話等エリア整備事業.....6
- 電波遮へい対策事業.....7

# 無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者
- イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- エ 負担割合:

令和6年度当初要求額: 63.0 億円

令和5年度当初予算額: 42.0億円  
令和4年度第2次補正予算額: 28.4億円

(自治体が整備する場合)

【離島】

国(※1) 4/5	自治体 1/5
--------------	------------

(※1) 公設のまま高度化を行う場合は2/3。

【その他の条件不利地域】

国(※2、※3) 1/2	自治体 1/2
-----------------	------------

(※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3。

(※3) 通信環境が十分でない学校の周辺地域の場合は、国庫補助率2/3。

なお、この場合において、財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/2。

\* 離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

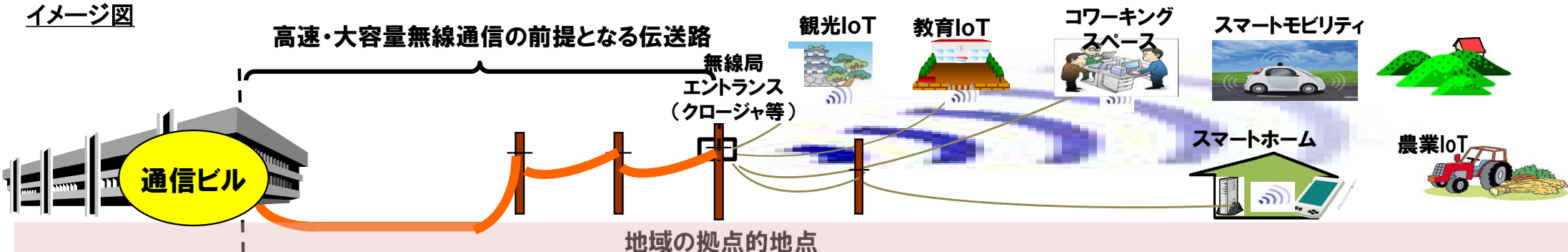
国(※4) 2/3	3セク・民間 1/3
--------------	---------------

(※4) 海底ケーブルの敷設を伴う新規整備の場合、4/5。

【その他の条件不利地域】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

イメージ図



\* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。令和6年度要求では、公設のまま高度化する場合も補助(民設移行を前提とするものを対象)。 ※補助メニューの追加

●「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた現状・課題を踏まえ、地方公共団体などの取組を加速させるため、①計画策定・推進体制構築の支援、②ローカル5Gなどを活用した先進的なソリューションの実用化（社会実証）、③地域の通信インフラの整備などを通じて伴走型支援を実施。

【令和6年度当初要求額】17.0億円（4年度補正 20.0億円 5年度 1.4億円）

※ 赤破線枠は拡充要求

## ① 計画策定・推進体制構築支援

- デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
- 都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援

## 好事例の創出・横展開

デジタル実装による  
地域の課題解決に向けた  
伴走型支援

## ③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

## ② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

### 先進無線システム 活用タイプ（仮称）

ローカル5Gをはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた社会実証

### 自動運転レベル4 検証タイプ（仮称）

遠隔監視システムその他の安全な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証

● 地域が抱える様々な課題をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一体的に推進。

○公募する事業：地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす都市OS/データ連携基盤の導入（整備・改修）や当該都市OSに接続するデジタル技術を活用したサービス・アセットの整備等を行う事業

○補助対象：地方公共団体等  
○補助率：1/2  
○平成29年度から開始



## 主な補助要件

- 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること
- 上限無し・下限300万円、最低5年間継続、都市OS等はクラウド上で構築、実施計画・推進体制整備済みであること
- 「スマートシティセキュリティガイドライン」遵守、他事業者・他自治体への拡張性など横展開に配慮 等



# デジタル活用支援推進事業

- 高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を、令和3年度から全国の携帯ショップ等で実施（国費10/10補助、上限あり）（講習会の例:マイナンバーカードの申請方法/マイナポータル、e-Tax、オンライン診療の使い方/スマートフォンの基本操作/インターネットの利用方法など）
- 令和3～7年度の5年間の実施を想定し、5年度以降は携帯ショップがない市町村(759市町村※)等での講習会を拡充（※令和5年4月1日集計）

R2 補正  
9.3億円



R4 当初16.7億円  
R3 補正3.3億円



R4 補正  
40億円



R6 当初要求額  
21億円

## 都市部を中心とした支援

### 令和3年度～ 全国展開型



- 携帯ショップなど全国に有している拠点で支援を実施
- 主体は携帯キャリアを想定

令和5年度は実施箇所数を拡充

## 地域に根差した支援

### 令和3年度～ 地域連携型



- 地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施
- 主体は地元ICT企業、社会福祉協議会等

令和5年度は携帯ショップがない市町村等での講習会を拡充

### 令和4年度～ 講師派遣型



- 講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施
- 主体は携帯キャリア等

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、**災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。**
- 併せて、**山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設**について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

## 事業イメージ

### ○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター  
 (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

### ○ 補助対象地域

以下の①、②のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域

※「財政力指数が0.5以下の市町村」以外の地域も対象とする【**拡充要望③**】

令和6年度当初要求額:25.0億円

(令和5年度当初: 9.0億円)

(令和4年度第2次補正: 11.0億円)

### ○ 補助率

- (1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者): 1/2
- (2)第三セクター(承継事業者): 1/3

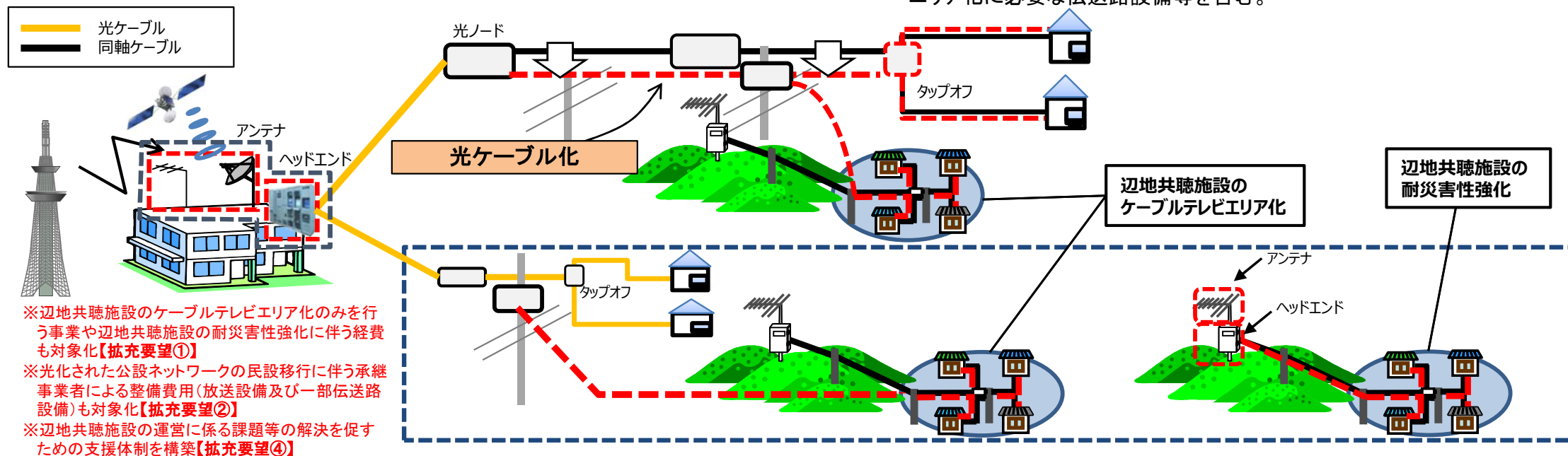
※**辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化における伝送路部分が長距離(10km超)にわたる場合、補助率をかさ上げ (1):2/3、(2):1/2**

【**拡充要望①**】

### ○ 補助対象経費(下図の赤字部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

※光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。



※辺地共聴施設のケーブルテレビエリア化のみを行う事業や辺地共聴施設の耐災害性強化に伴う経費も対象化【**拡充要望①**】

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用(放送設備及び一部伝送路設備)も対象化【**拡充要望②**】

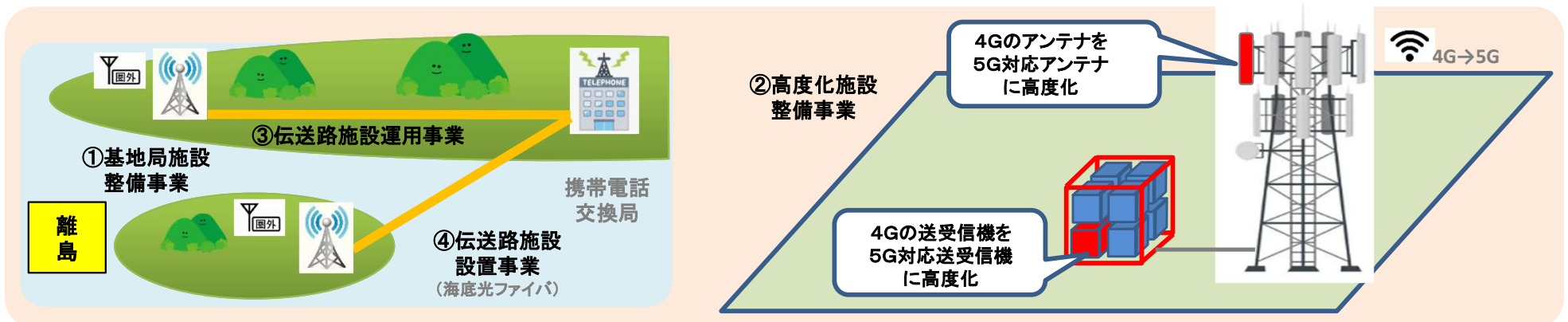
※辺地共聴施設の運営に係る課題等の解決を促すための支援体制を構築【**拡充要望④**】

# 携帯電話等エリア整備事業

●地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が5G基地局等を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助。

	事業名	事業内容	事業主体	補助率						
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助 ※既エリア化地域も整備対象(要件緩和要望)	地方公共団体／無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	事業主体:地方公共団体 【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村※3 3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村※3 1/5</td> </tr> </table> ※2:離島地域で実施する場合、1/2は3/5、2/3は3/4とする(拡充要望)。 ※3:地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国※2 1/2	都道府県 1/5	市町村※3 3/10	国※2 2/3	都道府県 2/15	市町村※3 1/5
国※2 1/2	都道府県 1/5	市町村※3 3/10								
国※2 2/3	都道府県 2/15	市町村※3 1/5								
②	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	事業主体:無線通信事業者、インフラシェアリング事業者※4 【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table> ※4:基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村	国※2 1/2	無線通信事業者 1/2	国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国※2 1/2	無線通信事業者 1/2									
国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3									
③	伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	【圏外解消用 100世帯以上】 【高度化無線通信用 1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 1/2</td> <td>無線通信事業者等 1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国※2 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国※2 1/2	無線通信事業者等 1/2	国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国※2 1/2	無線通信事業者等 1/2									
国※2 2/3	無線通信事業者等 1/3									
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国 2/3※5</td> <td>離島市町村 1/3</td> </tr> </table> ※5:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 2/3※5	離島市町村 1/3				
国 2/3※5	離島市町村 1/3									

※1 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用(インフラシェアリング)して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいう。





遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

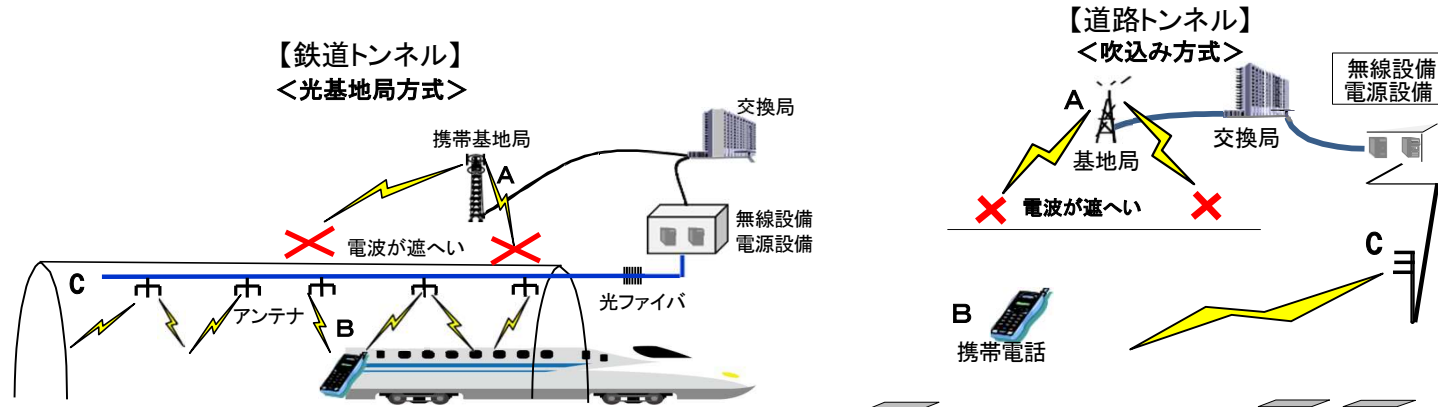
## 施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル ※緊急輸送道路の追加を要望
- ウ 補助対象：移動通信用中継施設（土地造成費、鉄塔、局舎、アンテナ、無線設備、電源設備、光ファイバ等）
- エ 負担割合：

【鉄道トンネル】			【道路トンネル】		【鉄道トンネル、道路トンネル】	
国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2	国 1/ 2	一般社団法人等 1/2	国 1/ 2	無線通信事業者 1/2

※直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者（JR北海道）が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

## オ イメージ図：



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。